

電気契約種別規定（低圧）

<北海道にお住まいの全てのお客さま向け>

平成29年4月1日実施

北海道ガス株式会社

内容

1. 適用	1
2. 契約規定の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 電気契約種別及び料金表	1
5. 協議事項	2
付則.....	2
契約規定の実施期日	2

1. 適用

- (1) この電気契約種別規定<北海道にお住いの全てのお客さま向け> (以下「契約規定」といいます。) は北海道ガス株式会社 (以下「当社」といいます。) の電力需給契約約款 (低圧) (以下「電力約款」といいます。) に基づき、電気を小売供給する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 契約規定の変更

当社がこの契約規定の変更を必要と判断した場合、この契約規定を変更することがあります。この場合における料金その他の供給条件は、変更後の電気契約種別規定によります。なお、契約規定の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

電力約款に定義されている用語は契約規定においても同様の定義で使用します。

4. 電気契約種別及び料金表

従量電灯B

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- ① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- ② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約電流10アンペア	334.80円
契約電流15アンペア	502.20円
契約電流20アンペア	669.60円
契約電流30アンペア	1,004.40円
契約電流40アンペア	1,339.20円
契約電流50アンペア	1,674.00円
契約電流60アンペア	2,008.80円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22.83円
120キロワット時を超え280キロワット時までの1キロワット時につき	28.82円
280キロワット時を超える1キロワット時につき	32.36円

5. 協議事項

契約規定に定めのない事項は電力約款による他、お客さまと当社との協議によって定めます。

付則

契約規定の実施期日

この契約規定は、平成29年4月1日から実施いたします。